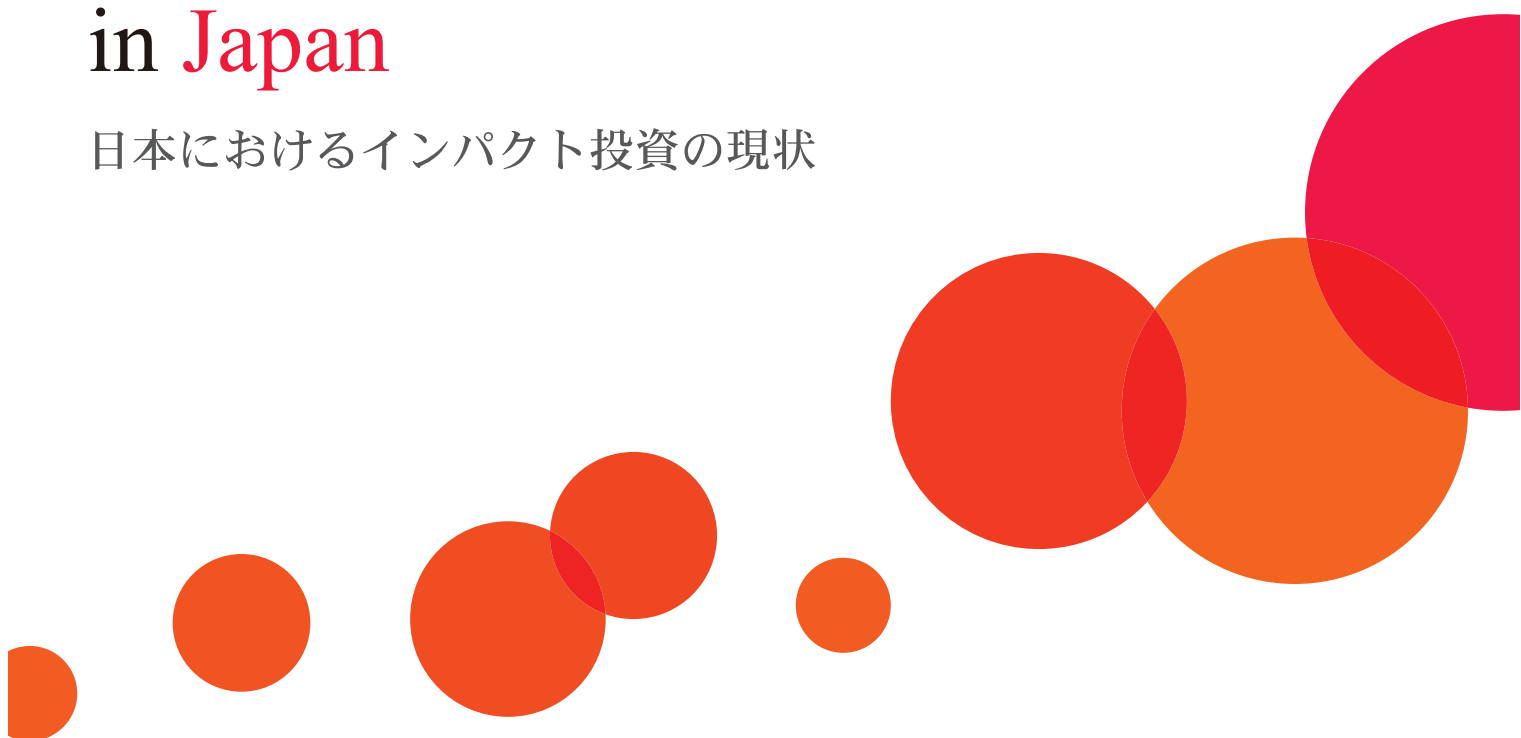


The Social Impact Investment Landscape in Japan

日本におけるインパクト投資の現状



G8インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会発行
G8インパクト投資タスクフォースに提出
2014年7月

目次

- I. 要旨
- II. G8 インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会について
- III. イントロダクション
- IV. デマンド（資金需要側）
 - A) 公共調達と行政の事業委託
 - 現状
 - 政府の視点
 - 非営利組織と社会的企業の視点
 - B) 社会的なニーズ
 - 日本社会の高齢化
 - 社会保障支出
 - インパクト投資の好機
 - C) サービスを提供する非営利組織
 - 特定非営利活動法人の誕生
 - CSR（企業の社会的責任）の勃興
 - 東日本大震災
 - 非営利組織の種類
 - 非営利組織の収入源
 - D) サービス提供に関する規制、インフラストラクチャー、サポート
 - 法制度の改正
 - 社会的企業の法的地位の欠如
 - 運営能力強化とプロフェッショナルサービスの拡充
- V. サプライ（資金提供側）
 - A) 寄付者と投資家
 - 日本の非営利事業の特徴
 - 企業による寄付
 - 個人寄付
 - 財団による寄付
 - 遺贈寄付
 - 金融機関による低金利融資
 - 政府助成金と政府の公共調達
 - B) 資本の流れ
 - NPO バンク
 - 社会投資ファンド運営会社
 - インパクト投資債券
 - クラウドファンディング・プラットフォーム
 - C) 金融関係法令とインフラストラクチャー
 - 社会的投資の重要性
 - ベース・オブ・ザ・ピラミッド(BOP、低所得者層)向けビジネス
 - 地方自治体による支援
 - 税控除による支援
 - 社会的投資のための資金調達に関する統合された政策の欠如
- VI. 日本国内におけるインパクト投資の事例
 - 概観
 - 事例 1: 日本ベンチャー・フィランソロピー基金
 - 事例 2: ベネッセ ソーシャルインベストメントファシリティ
 - 事例 3: 三菱商事復興支援財団
- VII. 提言
- VIII. 出典

1. 要旨

日本におけるインパクト投資の歴史は浅いが、急速に成長している。インパクト投資の発展には、金融機関、企業、そして一部の仲介組織が重要な役割を担っており、その累計市場規模は247.7億円と推定されている。2011年の東日本大震災の後、民間セクターでインパクト投資に対する関心が高まったことにより、投資額は過去2～3年で大幅に増加している。

従来、日本における公共サービスの提供は政府が担い、これを地域社会のさまざまな相互支援が補強してきた。しかし、非営利組織と社会的企業の登場により、日本社会は変化しつつある。

推定1,600兆円の個人金融資産と、強い社会的使命を持った大企業の存在は、日本のインパクト投資市場に巨大なポテンシャルがあることを示している。社会が急速に高齢化し、財政赤字が膨れ上がるという状況の中で、政府主導で社会を支えていくシステムの見直しが必要であるという認識が広がっている昨今、インパクト投資は今後の法的・制度的枠組みの整備によって、日本社会においても大きな発展の機会がある。

重要なステークホルダー

- 政府関連金融機関：非営利組織に相当額の融資を提供している
- 企業：ファイナンスとインパクト投資の両者の発展に重要な役割を担っている
- 社会的企業のアクセラレーター：投資対象となるベンチャービジネスのパイプラインを作り、インキュベーションから拡大ステージへと成長するのを支援している

機会

- 社会的サービスの供給に広がるギャップ（高齢化する社会、若者の貧困、地域コミュニティの弱体化等）に政府の財政赤字が加わることにより、サービスの提供における非営利組織と社会的企業の役割が拡大する
- 東北の被災地の復興に民間セクターの投資家および寄付者は強い関心を寄せている。震災の後、いくつかの先駆的な社会的投資機関が現れて、社会投資の注目度が高まった国際協力機構（JICA）が、インパクト投資市場への参入に関心を示しており、国境を超えた投資の推進力となる可能性を持っている

課題

- 社会イノベーションを加速させるための、政策・制度的枠組みの欠如
- 非営利組織と社会的企業セクターが、未発達かつ分断されており、規模を拡大するのが困難である
- 成果志向かつ長期的な、資金面・経営面でのサポートの欠如
- 資金提供者と事業実施主体の双方で、社会的インパクトの測定が不十分である
- 助成財団による従来型の助成事業から、戦略的・インパクト重視型の助成への移行が進んでいない
- 富裕層・資産家の参入が進んでいない
- 社会投資に対する認知度が低い

上記の日本のインパクト投資に関する重要なステークホルダー、機会と課題を鑑み、G8インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会は、政府と実務者に対し、次のような包括的提言を行う：

行政

- 日本以外のG8参加先進国における、Community Interest Company (CIC)、Low-profit Limited Liability Corp. (L3C)、Benefit Corporationといった例に倣い、社会的企業の法的地位、または認証システムを制定する
- イギリスのBig Society Capitalに類似した休眠口座活用法案を制定し、その資産の一部を社会投資に充てる
- 社会的インパクト評価とそのレポートिंगのための、基準とガイドラインを制定する
- 助成財団がその資産の一部をインパクト投資に充てるようなインセンティブを設定する
- ビジネス・セクターによる投資や政府資金を活用し、政府、ビジネス・セクター、非営利組織のパートナーシップを推進する
- ベース・オブ・ザ・ピラミッド(BOP)ビジネス/インクルーシブビジネスに携わる企業が、事業の推進に社会的投資を活用できることを示し、JICAによる支援方法を模索する

実務者

- 中間所得層をターゲットとする、多様なインパクト投資商品を開発する
- ソーシャル・インパクト・ボンドに関連する制度を設置し、施行する
- 東日本大震災の被災地で導入された、政府出資による社会的投資から得た教訓をまとめる
- 復興庁および関連省庁と協力して、インパクト投資への準備ファンド(インパクト・レディネス・ファンド)を設定し、地域の間接支援団体の運営能力強化と社会的事業者の発掘・成長支援を行う
- 効果的な事業モデルを拡大するため、非営利組織と社会的企業に対し、資金面・経営面での包括的なサポートを提供する

II. G8インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会について

2013年6月に開かれた先進国首脳会議（G8）で、世界のインパクト投資市場を発展拡大させるため、G8インパクト投資タスクフォースが設立された。本報告書はG8インパクト投資タスクフォースのために用意され、日本におけるインパクト投資の現状をまとめるものである。

本報告書は、2014年4月にパリで開かれた第4回タスクフォース会議、2014年6月にロンドンで開かれた第5回タスクフォース会議において日本代表が行ったプレゼンテーション及び追加的なりサーチの結果と最新の情報も含んでいる。

本報告書は、G8インパクト投資タスクフォースのガイドラインに則って設置された国内諮問委員会によって作成された。日本の政策立案者がフォーカスすべき重要な分野を明らかにし、日本におけるインパクト投資の成長を支援することを目的として、国内諮問委員会は次のメンバーで構成される：

委員長

- 小宮山宏 株式会社三菱総合研究所 理事長

委員：

- 野島嘉之 三菱商事株式会社 環境・CSR推進部 部長
- 洪澤健 コモンズ投信株式会社 取締役会長
公益財団法人渋沢栄一記念財団 理事
公益社団法人経済同友会 幹事
- 白石智哉 一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ 代表理事
- 山田順一 独立行政法人国際協力機構 上級審議役
- 鶴尾雅隆 特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会 代表理事
- 大野修一 日本財団 常務理事

国内諮問委員会の監督のもと、本報告書のためのリサーチおよび執筆は下記の者によって行われた：

- 濱川知宏 コペルニク プロジェクトマネジャー
- 伊藤健 アジアン・ベンチャー・フィランソपी・ネットワーク 日本アドバイザー
慶應義塾大学 特任助教
- 工藤七子 日本財団 経営支援グループ 企業連携特別チーム
社会的投資推進室 室長

本報告書作成にあたり、ご意見を頂戴した次の方々に謝意を表する：

- 小木曾麻里 公益財団法人笹川平和財団 特任研究員
- 藤井宏一郎 株式会社マカイラ CEO
- 山本美香 株式会社マカイラ コンサルタント
- Grace.M.Kataoka Amala Paradigm LLC 創設者
- Ash Sharma Amala Paradigm LLC

ご質問・ご意見は、国内諮問委員会事務局までお願い致します。

工藤七子 n_kudo@ps.nippon-foundation.or.jp

III. イントロダクション

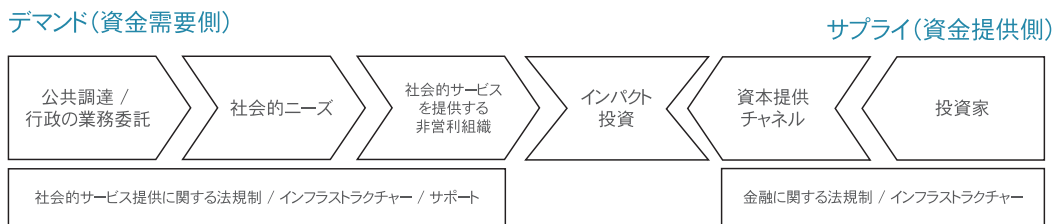
日本におけるインパクト投資の歴史は浅いが、急速に成長している。市場規模、現行の法制度および規制の枠組み、そしてそれらを取り囲む社会制度を考えると、日本のインパクト投資市場は、モニター・インスティテュートによる、インパクト投資市場の4段階における‘分散したイノベーション’の段階にあると言えるだろう。日本は、市場の構築、および市場における価値創出の段階に向かって進んでいる。

図 1: インパクト投資市場の4段階 [出典: Monitor Institute 2009¹]



本報告書では、インパクト投資の方程式のうち、資金需要側としての‘デマンドサイド’についての検討、次に資金提供側である‘サプライサイド’についての検討の後、事例提示を行い、行政と実務者に向けた提言を行う。下図における各ブロックが各章に該当する。

図 2: インパクト投資におけるデマンドとサプライの構成要素 [出典: ‘Template for Mapping Impact Investment Eco-systems’]



¹ Freireich & Fulton 2009, Investing for Social & Environmental Impact: A design for catalyzing an emerging industry, Monitor Institute.

IV. デマンド（資金需要側）

IV.A. 公共調達と行政の事業委託

日本では、全国レベルでも地方レベルでも、行政が公共サービス提供の中心的な役割を果たしているが、近年、変化の兆しがある。例えば2003年には、指定管理者制度に関する法改正が行われ、公民館、図書館、スポーツ施設、公園といった公共施設の運営を、NPOや企業等の民間組織に委託する動きが広がっている。指定管理者制度は指定管理者が政府に代わりサービスを提供するのに対し、政府による委託は政府が別の企業や組織にサービスを発注する。どちらの仕組みも民間が政府から対価を受けて公共サービスを提供することを可能にする。

現状：

- 改正法施行後の最初の10年間（2003-2012年）に、全国で73,000か所を超える施設の経営が民間に外部委託された。これらの契約の48%が、非営利組織その他の公共団体と結ばれた。[総務省 2012¹]
- これら契約の2013年の総額は、7兆円を超えた[同上]。

政府の視点：

- 日本では、民間への公共サービスの委託は、行政コスト削減の方法と考えられており、非営利組織は廉価なサービス提供者と見られている。行政による発注先の決定は、入札価格がその主要因となるという状況が多い。
- こうした行政による委託契約の大部分は固定価格契約であり、ごく一部の事業以外には、事業成果連動型の報酬が組み込まれず、提供されるサービスに基づいて支払いが行われる。したがって、コストパフォーマンスや社会的インパクト評価はまだ不十分な段階である。

非営利組織と社会的企業の視点：

- こうした行政による調達契約は、非営利組織と社会的企業の両者の事業運営のための収益源となった。例えば2012年には、非営利組織による収入の総額の16.7%は行政による委託事業だった。[内閣府 2013²]
- しかしながら、行政による委託契約の支払いは、主に事業実施費用に対して支払われ、間接費は含まれないことが多く、事業を受託する組織の運営能力強化への制約となっている。その結果、非営利組織は、組織の運営を維持するための別の収入源を見つける必要に迫られる。こうした政府との契約に「フルコスト・リカバリー」（間接費を含めた事業委託費の支払い）の考え方を取り入れることが求められる。

IV.B. 社会的なニーズ

日本社会の高齢化

他の先進国と同様に、日本の社会問題には、高齢化、障害者のケア（身体的および精神的障害を含む）、教育水準の低下、核家族化、硬直した刑事司法制度、失業率の上昇、生活習慣病などが挙げられる。中でも高齢化は、日本が直面している最も危機的な問題であり、その速度は世界で最も速く、2050年までに国民の3人に1人が65歳以上になるとされている。

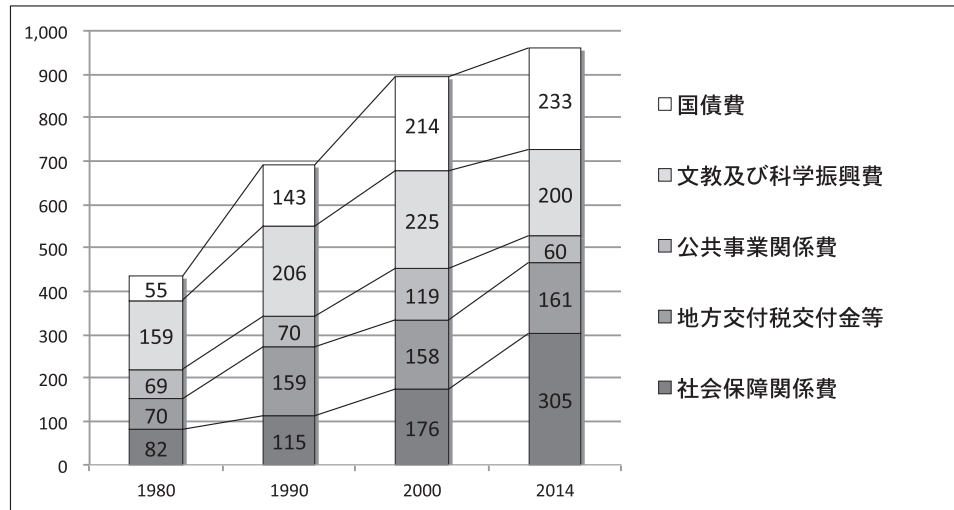
² 総務省 2012 http://www.soumu.go.jp/main_content/000189434.pdf

³ 内閣府 2013 https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/kihon/kihon_11.pdf

社会保障支出

政府支出の動向は、この厳しい現実を反映している。図3が示すように、高齢者介護、医療、失業保険を含む社会保障関連の支出は、金額、総支出に占める割合の両者においてインパクトが大きい。近年になって日本社会に広がりつつある所得格差は、低所得者と失業者に提供される経済的なセーフティー・ネットがヨーロッパ諸国並みである事実もあり、社会保障支出へのさらなる重圧となっている。

図3: 日本の政府支出のセクター別内訳。単位は1,000億円。[財務省 2013⁴]



インパクト投資の好機

社会保障支出の急増はインパクト投資の導入へのニーズを示している。増大する社会的サービスへの需要に対して、政府が必要なサービスを提供することは、財政的にも能力的にも困難になる。そうした状況において、非営利組織や社会的企業によるサービスの提供を含む、費用対効果の高い事業提案は、政府、サービスを提供する非営利組織、受益者の全てにとって有益な解決策となる。これが、現在の日本社会が抱える未曾有の困難に対する、優れた解決策の一つとなるだろう。

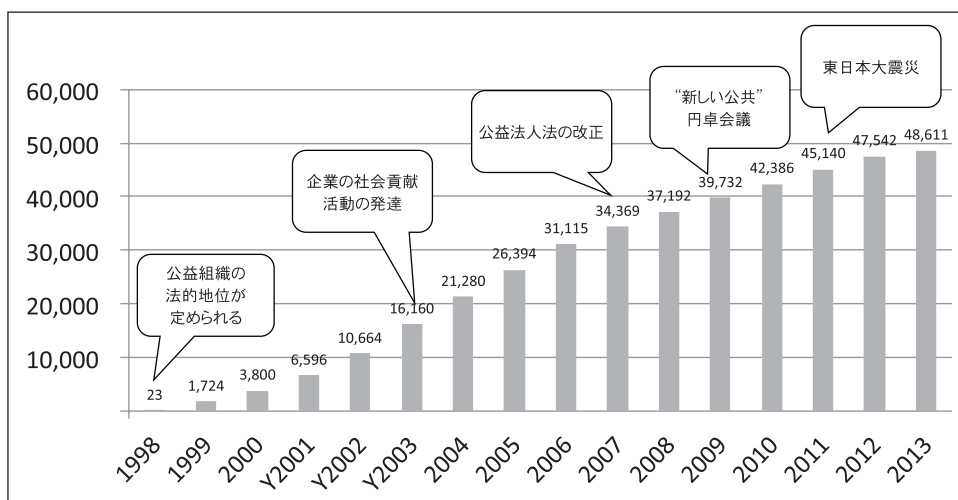
IV.C. サービスを提供する非営利組織

特定非営利活動法人の誕生

非営利組織が日本で法的地位を得たのは比較的近年のことである。6,000人以上の命が失われ、壊滅的な被害をもたらした阪神・淡路大震災の3年後にあたる1998年に、公益事業を行う団体の法的地位が確立された。阪神・淡路大震災により、行政による効果的な震災対応の限界が明らかになり、満たされない社会的ニーズに対応できる市民社会の存在に注目が集まったのである。以来、非営利組織の数は、図4に示されるとおり、着実に増加し続けている。

⁴ 財務省 2013 <http://www.mof.go.jp/english/budget/budget/fy2014/02.pdf>

図 4: 1998年以降登記された特定非営利活動法人の数 [内閣府 2014⁵]



CSR(企業の社会的責任)の勃興

非営利組織は過去15年間に重要な発展を遂げた。(法制度の改正については、下記‘IV.D. サービス提供に関する規制、インフラストラクチャー、サポート’の項を参照のこと。)

日本において、企業による社会貢献活動が広く行われるようになったのは2000年代初頭で、2003年が‘CSR元年’とされた。ソニー、パナソニック、ユニ・チャーム、キヤノン、リコーを含む大手企業の多くが、トップ経営層の直属組織としてCSR部門を設置した。活発なCSR活動は、企業フィランソピーや企業と非営利組織のパートナーシップを通じて、非営利組織により大きな資金を提供し、非営利組織の運営能力強化に貢献した。

東日本大震災

2011年3月11日午後2時46分、日本の東沿岸を大地震が襲い、15,000人の命が失われ、現在も続く原発事故を引き起こした。阪神・淡路大震災によって市民社会が存在感を増したのと同様に、2011年は日本における非営利組織にとって、またインパクト投資にとって、もう一つの変換点となった。この後詳述するが、2011年以降、多くの新しいインパクト投資家が市場に参入した。地震の被災者救援と復興のための寄付は6,000億円と推定され、これは2010年の年間寄付金総額の半額以上にあたる。

非営利組織の種類

日本における非営利組織の法的地位はこの15年で強化されてきたが、このセクターにはさまざまな種類の法人格が存在し、非営利組織としての単一の定義は存在しない。これらすべての非営利組織に共通する特徴は、低い法人税率が適用され、寄付控除の対象となるという点である。図5に、主だった法人格とその特徴をまとめる。

⁵ 内閣府 2014 https://www.npo-homepage.go.jp/about/npodata/kihon_1.html

図 5: 日本における非営利組織の法人格と特徴

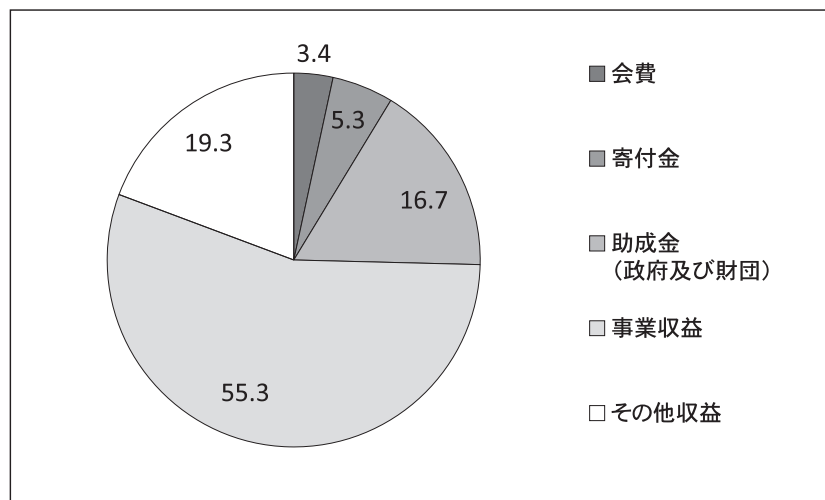
組織の種類	特徴
特定非営利活動法人	<ul style="list-style-type: none"> 1998年に法的な登記が開始された。 2013年12月時点で、48,000以上の法人が存在する。 認定NPO法人の資格は、パブリック・サポート・テストに合格したものに与えられる。寄付は課税控除の対象となる。(収入源は下記に説明)
協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 農業、漁業、林業、消費者、信用組合、中小企業など、業界ごとに、17の異なる法令により規定されている。 低い法人税率が適用される。 36,000以上の協同組合が登記されている。(内閣府 2012⁶)
社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> 2013年現在、19,000の社会福祉法人が登記されている(厚生労働省) 医療、高齢者介護、障害者介護に関するサービスを提供する。
学校法人	<ul style="list-style-type: none"> 2013年現在、8,000の学校法人が登記されている。 幼児教育から高等教育までの教育サービスを提供する。
社団 / 財団	<ul style="list-style-type: none"> 登記された社団および財団の総数は41,000である。 うち8,200団体が税制優遇措置対象として公益認定を受けている。

非営利組織の収入源

内閣府は、2013年、全部で48,000ある特定非営利活動法人⁷のうち11,881法人を対象として、収入源に関するアンケート調査を行った。それによれば、特定非営利活動法人の収入の大部分(55.3%)は、事業収入によるものであることがわかった。ただしここには、医療法人、および社会福祉法人の多くが最大の収入源とする介護保険収入が含まれている⁸。したがって、図6にある「事業収益」は必ずしも、日本の非営利組織の多くに、持続的なビジネスモデルがあるということを意味しない。非営利組織における実際の事業収益の割合の特定には、より精細なデータが必要である。

内閣府のアンケート調査では、事業収入の他、政府および財団からの助成金が16.7%、寄付金は5.3%だった。

図 6: 非営利組織の収入源 [内閣府 2013⁹]



⁶ 内閣府 2012 <http://www.gov-online.go.jp/topics/kyodokumiai/>

⁷ 内閣府 2013 https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/kihon/kihon_11.pdf

⁸ 2010年に内閣府がアンケート調査を行った、医療および社会福祉の分野で活動する197団体では、事業収益の56.7%が介護保険だった。内閣府 2010, <https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/h21kihonchousa-4.pdf>

⁹ 内閣府 2013 https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/kihon/kihon_11.pdf

IV.D. サービス提供に関する規制、インフラストラクチャー、サポート

法制度の改正

2007年に会社法が改正され、最低資本金制度が廃止されて、事業収益型NPOの立ち上げが容易になった。

2009年、政府は、「新しい公共」と呼ばれる公共サービスについての改革に着手し、非営利組織の公共サービス分野への参入を奨励した。複数の政策が実行に移されたが、中でもひととき注目されたのが、社会イノベーション促進の予算として、2年間にわたり800人の社会起業家に資金を提供するプログラムを含め、総額210億円の予算を計上したことだった。その後、社会起業家とイノベーションは、日本社会においてますます注目を集めている。

社会的企業の法的地位の欠如

日本では、イギリスのCommunity Interest Company (CIC) やアメリカのLow-profit Limited Liability Company (L3C)、あるいはアメリカの一部の州に存在するBenefit Corporationに相当するような社会的企業の法的地位が確立していない。また、'B Corp' といった民間による認証制度も日本には存在しない。

運営能力強化とプロフェッショナルサービスの拡充

非営利セクターの成長と、近年のインパクト投資の出現により、非営利事業にも専門的な組織が生まれている。こうした組織によるサービスは、いくつかのカテゴリーに分類することができる。

- リーダーシップ開発: 特定非営利活動法人ISL、一般社団法人アショカ・ジャパン、そして特定非営利活動法人ETICは、日本で社会起業家を支える組織のケースである。これら3団体の対象とする層はそれぞれ若干異なっているが、3団体ともに、非営利組織や社会的企業の次世代のリーダー育成を目指している。
- アクセラレーター/インキュベーター: リーダーシップ開発組織と似ているが、公益活動のアクセラレーター、インキュベーターの役割を担う組織もある。HUB Tokyo (Impact Hub Global Networkの一部)、特定非営利活動法人ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京 (Social Venture Partners Internationalの日本支部)、そして、大阪を拠点にする特定非営利活動法人Edge等がこれにあたる。
- ネットワーク組織: アジアン・ベンチャー・フィランソロピー・ネットワーク(AVPN)やソーシャル・ビジネス・ネットワークは、人と人をつなぎ、成功例を共有することで、非営利セクターとインパクト投資セクターの成長を促す。
- インパクト評価プラットフォーム: 世界的な組織である Social Return on Investment (SROI) Network Internationalの加盟組織として、特定非営利活動法人SROIネットワークジャパンは、社会的インパクトを定量的に評価するための教育啓蒙活動と評価実施への支援を行う。
- 企業によるプロボノ・サービス: 特定非営利活動法人サービス・グラントは、専門性を持ったボランティアと非営利組織を繋ぐ仲介サービスのプラットフォームであり、現在まで100件ほどのプロジェクトを実施している。個々の企業では、ベイン・アンド・カンパニー、パナソニック株式会社、日本電気株式会社、また、Trustlaw やBLP-Networkに加盟する法律事務所も、独自のプロボノ制度を持つ。例えばパナソニックには、マーケティング、コミュニケーション、営業その他のサービスを、非営利組織、中でもパナソニックのNPOサポートファンドから助成金を受け取った団体に、無償で提供する社内ボランティアが88人いる。

こうしたさまざまなサービスを組み合わせることにより、革新的なアイデアを、社会的目的を持った組織に根付かせ、効果的な非営利組織や社会的企業として育成するエコシステムとなる。

V. サプライ（資金提供側）

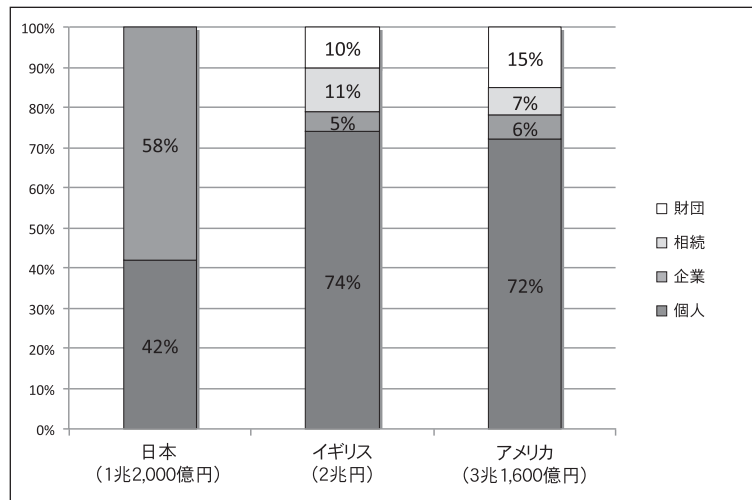
V.A. 寄付者と投資家

日本の非営利事業の特徴

アメリカやイギリス等G8の他国と比べると、日本における寄付金市場は比較的小さいが、その成長のスピードは速く、2008年には7,000億円だった寄付市場は2012年には1兆2,000億円と、この5年間でほぼ倍増している。これには、市民社会の担う役割が大きくなったこと、2011年の地震などを含むさまざまな要因がある。[JFRA 2013¹⁰]

日本の寄付市場の最も目覚ましい特徴は、企業による寄付の割合である。寄付総額に占める企業寄付の割合は、イギリスとアメリカにおいてそれぞれ5%と6%であるのに対して、日本では58%を占めている。その一方で、個人による非営利組織への寄付に対する意識の低さが指摘される。これは、宗教的行為としての献金、寄付に関する文化的背景、市民社会の役割などが異なることが要因と言えるだろう。

図7, 日本、イギリス、アメリカにおける寄付市場の提供者比較
[日本ファンドレイジング協会2013¹¹, Giving USA 2012¹², National Council for Voluntary Organisations 2012¹³]



企業による寄付

近年、企業による寄付は大きく増え、2009年の5,500億円から2011年には7,200億円となった。[FRA 2013¹⁴] 2011年の数字は、企業収益の合計の2.1%にあたり、寄付をする企業数は、登記されたすべての企業の20%におよぶ。

企業は、日本における非営利活動に重要な貢献をしているだけでなく、日本のインパクト投資の分野を牽引してきた。多くの企業が、自社のCSRプログラムを通して社会的事業を支援したり、自己資金投資を通じて、強い社会的使命を持ってコアビジネスを展開している。中でも三菱商事株式会社、株式会社ベネッセコーポレーション、豊田通商株式会社は、この2年で社会的企業への投資を新たに始め、財務的なリターンと社会的なリターンの両者を得ること目指している。これらの事例は‘VI. 日本国内におけるインパクト投資の事例’の項で詳しく説明する。

¹⁰ 日本ファンドレイジング協会 2013, 寄付白書 2012

¹¹ 同上

¹² Giving USA 2012, The Annual Report on Philanthropy for the Year 2011

¹³ National Council for Voluntary Organisations 2012, UK Giving 2012: An Overview of charitable giving in the UK, 2011/12

¹⁴ 日本ファンドレイジング協会 2013, 寄付白書 2012

個人寄付

1990年代以降高まりつつあった社会貢献に対する意識を最も大きく促進させたのは2011年の東日本大震災だった。個人寄付の総額はそれまで5,000億円程度で推移していたが、2011年には、通常の寄付の5,200億円に加え、さらに6,000億円が災害救援のために寄せられた。この年、15歳以上の人口の77%が寄付をしたと推定されている。2012年には個人寄付の総額は7,000億円に下がったが、それでも2010年と比べると増加している。この増加には、インターネットの普及(6歳以上の日本人の79%はインターネットへのアクセスがある)や、非営利活動の広報宣伝に使われることが多いフェイスブック、ツイッターなどのソーシャルネットワークサービスが貢献している。クラウドファンディングやクレジットカードが使用できるインターネットのおかげで、従来の銀行振込よりも寄付をするのがより簡単になったのである。個人寄付の1/3は宗教関連であり、年間に5万円以上の寄付をする人は7%にすぎない。[JFRA 2013¹⁵]

日本の富裕層については、純資産が1億円を超える人が180万人いる(これはアメリカに次いで世界第2位である)が、純資産が1,000億円を超えるのは30人ほどである¹⁶。著名人の中では、次の3人が、慈善活動に強いコミットメントを示したケースとして知られる。

- ・ 稲盛和夫: 京セラ株式会社創設者。稲盛財団と京都賞を設立した。
- ・ 福武総一郎: 株式会社ベネッセホールディングス最高顧問。福武財団を設立した。
- ・ 孫正義: ソフトバンク株式会社創設者、代表取締役社長。2011年には個人的に100億円を地震被害救済のために寄付した。[ソフトバンク 2011¹⁷]

その他には米国のビル・ゲイツ、ウォーレン・バフェット、ピーエール・オミダディアに相当する慈善活動に深くコミットした日本人はいないようである。例えば、純資産が1,000億円を超える、またはかつて超えていたことがあって、資産の半額以上を、生前に、あるいは遺言によって、社会奉仕活動または慈善活動に寄付することを誓った人のリストであるThe Giving Pledgeには、現時点では日本人の名前はない¹⁸。

財団による寄付

日本では、助成団体という概念が明確に存在しない。民法34条は財団法人のさまざまな機能について言及し、その中には助成金の支払いやプロジェクトの実施(e.g. 調査の実施や、美術館といった施設の運営)も含まれているが、財団法人の多くはどちらの活動も行っている。¹⁹

公益財団法人助成財団センターが2013年に820の財団法人を対象に行なった調査では、そのほとんどは総資産が30億円以下だったが、100億円を超える資産を持つ財団法人も60あり、これらの規模の大きい60の財団法人の資産を合計すると、およそ1兆5,000億円になった。ちなみにこれは、ビル&メリンダ・ゲイツ財団の総資産(300億ドル)の半分であり、アメリカで2番めに大きい財団であるフォード財団の資産(100億ドル)より50%多い金額である。

¹⁵ 日本ファンディング協会 2013, Giving Japan 2012

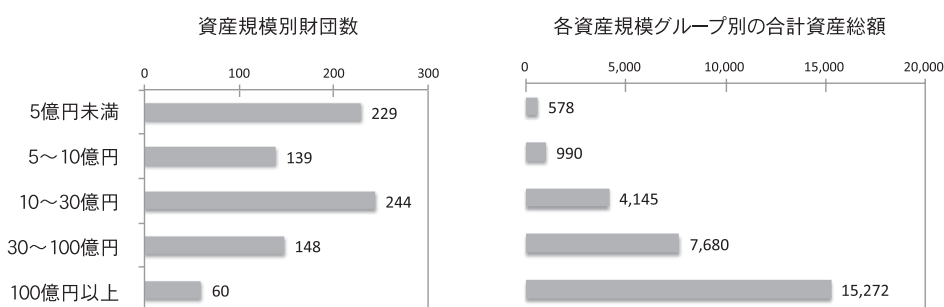
¹⁶ Wikipedia 2014 http://en.wikipedia.org/wiki/List_of_Japanese_by_net_worth

¹⁷ ソフトバンク 2011 http://www.softbank.jp/en/corp/news/press/sb/2011/20110403_01/

¹⁸ Giving Pledge 2014 <http://givingpledge.org/>

¹⁹ 助成財団センター 2014. <http://www.jfc.or.jp/bunseki/research2013.pdf>

図 8: 資産規模ごとの財団数と、各グループの総資産額の合計 [助成財団センター 2014²⁰]



820の財団によって2013年に助成金として支払われた合計金額は660億円で、日本の寄付金総額(1兆2000億円)のわずか5%にすぎない。820財団の大部分(75%)は年間に支払う助成金が5,000万円以下で、5億円以上を支払うのは2%にすぎない。資金力に乏しい日本の財団ではあるが、中には、従来の助成金とは異なったアプローチをとることを検討しているところがある。例えば日本財団は、助成事業の効果を上げるべく、インパクト投資に取り組み始めたところだ。

遺贈寄付

2011年に行われた特定非営利活動法人制度の改正は遺贈寄付を奨励するものとなった。現在、認定NPO法人に寄付される遺産は完全に非課税であるのに対し、相続税率は、遺産が1億円ならば30%、3億円以上ならば50%である²¹。遺産の寄付にはこうした利点があるにもかかわらず、これを利用する人はまだ少ない。2009年に寄付された遺産の総額は74億円だった。[JFRA 2013²²]

遺言を残す日本人高齢者の数は、この数十年で10倍に増えたものの、それでもまだ10%にすぎない。[JFRA 2013²³] これに比べ、アメリカでは40～60%の人が生前に遺言を残す。

日本の金融資産総額のうち、およそ60%は60歳以上の人所有しており、その金額は890兆円と推定されている。この莫大な金額のうち、年間40～50兆円が相続されており、これは特定非営利活動法人や社会的企業にとって大きな機会である。

金融機関による低金利融資

上で説明した助成金と寄付の他に、多数の金融機関が、比較的低い金利で非営利組織に融資を行っている:

- **日本政策金融公庫 (JFC)** は日本政府が所有する公的企業であり、2008年10月、4つの政策金融機関が合併して設立された。JFCから特定非営利活動法人への融資額は着実に増えており、過去5年で、件数としては3倍、融資額では4倍になっている。これまでの累積融資額は2012年末時点で50億円、融資先特定非営利活動法人は640にのぼり、それぞれの融資額は最大で7,200万円である。[JFC 2013²⁴]

²⁰ 同上

²¹ 国税庁 2013 <https://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4155.htm>

²² 日本ファンドレイジング協会 2013, Giving Japan 2012

²³ 同上

²⁴ 日本政策金融公庫 2013 <https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics1305010a.pdf>

- 全国労働金庫協会は、地方および県単位で営業する13の労働金庫を統括する組織である。これらの労働金庫は、非営利組織に対し、無担保の場合は約500万円、担保つきならば3,000～5,000万円の範囲で、年利1～4%での融資を行う。労働金庫による現在までの累積融資額は35億円である。[全国労働金庫協会 2010²⁵]
- さらに、数十ある信用金庫と信用組合、小規模な銀行が、都道府県レベル、あるいはより小さな範囲で、これと似た融資を非営利組織に対して行っている。内閣府が作成した一覧資料には、30種類の融資制度が記載されており、融資金額が500万円程度、年利が1～3%のものがほとんどである。[内閣府²⁶] これらの制度を通じて融資された累計金額は統計が存在せず、この金額を推定することが次の一歩として重要である。

政府助成金と政府の公共調達

金融機関による融資に加え、非営利組織と社会的企業は、関係省庁からの助成金を申請することができる。ただし、各省庁の助成金や公共調達の総額は公開されていない。

非営利組織や社会的企業は、政府のウェブサイトや有料の情報提供サービスで、助成金や、公共調達や指定管理者契約のための競合入札を含むさまざまな公的制度を検索することができるが、一か所に情報が集約されたものはない。

次に挙げるのは、政府関連の助成金と公共調達の二つの例である：

- 国際協力機構は、市民社会からの寄付金を資金として、国際開発NGOに対し、貧困、教育、マイクロファイナンス、環境保護などの分野を対象に小規模な助成金を提供している。これまで、50以上の組織に対し、累計4,000万円が支払われている。
- 2011年の東日本大震災を受けて、政府は復興に取り組むための財政的援助を非営利組織や社会的企業に対して行った。この4年間に、およそ1兆円が、7つの省、内閣府、そして新たに設置された復興庁が関係する30のプログラムを通して提供された。[復興庁 2014²⁷]

²⁵ 全国労働金庫協会 2010 <http://www.mlit.go.jp/common/000127524.pdf>

²⁶ 内閣府 https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/report33_6_08.pdf

²⁷ 復興庁 2014 http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat4/sub-cat4-2/20140217_npoyos_an.pdf

V.B. 資本の流れ

前述した寄付金は、その大部分が非営利組織や社会的企業に直接寄付されるが、一部は、さまざまな種類の仲介機関を経由する。

NPOバンク

日本で、欧米のソーシャルバンクおよびコミュニティ開発金融機関(CDFI)に相当するものは、'NPOバンク'と呼ばれている。NPOバンクは厳密には銀行ではなく、預金を預かることはできない——NPOバンクは個人から社会的目的への融資を募る非営利組織である²⁸。日本におけるNPOバンクの歴史は、1990年代半ば、最初の取り組みであった未来バンク事業組合の設立に遡る。NPOバンクの数は現在、13にまで増加、累計融資額は、27億円程度と推定されている。[全国NPOバンク連絡会 2013²⁹]

社会投資ファンド運営会社

ミュージックセキュリティーズ株式会社は日本最大の社会投資ファンド運営会社である。個人および企業投資家を社会事業に結びつける、セキュリティと呼ばれるマイクロ投資金融プラットフォームを運営している。投資額は1万円からで、対象となる社会事業は、農業、観光、エネルギー、スポーツから、発展途上国の貧困救済まで、あらゆるセクターを網羅している。セキュリティはこれまで、44億円を集め、169の事業に資金を提供している。

日本の主な社会投資仲介会社の中には、ベンチャー・フィランソロピーに關与しているものがある。ベンチャー・フィランソロピーとは、シアトルで1997年に設立されたソーシャルベンチャー・パートナーズの東京支部が2003年に日本に紹介したコンセプトである。2012年には、プライベート・エクイティとコーポレート・ファイナンスのプロフェッショナルによって、社会貢献を目的とする組織に、中長期にわたる資金面と経営面でのサポートを提供する本格的なベンチャー・フィランソロピー組織、一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ(SIP)が設立された。2013年には日本財団内に、SIPとの共同事業として日本ベンチャー・フィランソロピー基金が設立され、民間助成財団とビジネス・セクターが協力する先駆けとなった。

他にも、社会投資に重要な役割を占める財団がいくつかある。日本国際交流センターの社会起業家育成支援プログラムとパナソニックのNPOサポートファンドはその中でも特に重要な取り組みである。さらに、この数年間に、いくつかの社会投資ファンドが設立されている。これは主に、東日本大震災後の復興支援の一環として行われたことであるが、国際開発の分野にも見られる。クメール語で'夜明け'を意味するARUNIは、発展途上国の社会起業家に対して、日本の個人や企業パートナーからの資金を原資にした投資を行う合同会社である。三陸、陸中、そして南相馬における東北共益投資基金とトモダチ基金は、地震と津波による被害が最も大きかった東北地方での社会的企業の支援を行っている。

インパクト投資債券

インパクト投資債券とは、リテール型金融商品である。大和証券は2008年からインパクト投資債券を売り出し、マイクロファイナンス(国際金融公社、欧州復興開発銀行)、中南米における子育て支援(米州開発銀行)、地球温暖化(世界銀行)、ワクチン(GAVI)、水(アジア開発銀行)、アグリビジネス(ラボバンク)、そしてJICA ODA債等の商品を開発してきた³⁰。

JICA ODA債は、国際協力機構の政府開発援助借款の資金を国民一般から、中でも個人投資家から募ろうとするもので、年利0.1~0.4%という低利にもかかわらず、特に高齢者層に人気の商品である。JICAは5回にわたって個人向け債券を発行しており、その総額は500億円になる。うち1回は、6,000人の投資家を集めた³¹。

²⁸ ウィキペディア 2014 <http://ja.wikipedia.org/wiki/NPO%E3%83%90%E3%83%B3%E3%82%AF>

²⁹ 全国NPOバンク連絡会 2013 http://www.npobank.net/docs/201303_NPObank_Genkyo.pdf

³⁰ 大和証券 2014 <http://www.daiwa.jp/impact/>

³¹ JICA 2014 http://www.jica.go.jp/investor/ir/ku57pq0000r13n2-att/20140120_01_1.pdf

インパクト投資債券市場は成長しており、将来有望だが、投資の受け取り手が、政府や国際機関等だという点がこれまでの事例と異なっている。したがって、本報告書では、‘VI. 日本国内におけるインパクト投資の事例’の項における全体的な市場規模の計算に、この分野の投資は含まない。

クラウドファンディング・プラットフォーム

2011年の地震は、日本におけるクラウドファンディングの急速な拡大の引き金にもなった。現在、クラウドファンディングのためのプログラムやウェブサイトは28におよび、累計の資金仲介金額は15億円を超える。[Visualizing.info 2012³²]Justgiving Japan、READYFOR?、そしてCampfireの3者がよく知られている。しかし、クラウドファンディングのコンセプトは、国民の6.1%にしか知られていない(JFRA 2013³³)。

V.C. 金融関係法令とインフラストラクチャー

社会的投資の重要性

内閣府には、首相が議長を務め、大臣および民間セクターの要人をメンバーとする、経済財政諮問会議と呼ばれる諮問委員会がある。この委員会は、国民の意見を国政レベルに反映させることを目的としている。2014年6月、委員会は、社会的投資と、寄付文化の創出に関する項目を含む、2014年度における最優先事項と政策を発表した³⁴。この政策には、地方レベル、地域レベルの経済を再活性化するために社会的投資が必要であり、また、関係省庁が寄付の文化を育むことが、非営利組織および社会的企業セクターの発展に必要であるとしている。この政策文書に記された事項が、実際にどのように具体化するのかは今後の検討事項である。

ベース・オブ・ザ・ピラミッド(BOP、低所得者層)向けビジネス

国際協力機構(JICA)、経済産業省(METI)、そして日本貿易振興機構(JETRO)の3つの政府機関の先導のもと、成長の見込まれる新興市場において、日本企業がベース・オブ・ザ・ピラミッド(BOP)層をターゲットにしたビジネスを創出することが奨励されている。人口減少にともなって将来的に日本の国内需要が縮小する中、これは重要なビジネスチャンスでもある。

2010年に開始されたBOPビジネスの促進のためのJICAの実現可能性調査事業は80件を超え、農業、エネルギー、水、健康、教育といった多様な分野を網羅している³⁵。実現可能性調査事業は、日本企業が特定の国のBOP市場機会をよりよく理解し、低所得層をターゲットとして開発課題に対応する製品やサービスを開発することを可能にする。2013年、それまでに資金提供した実現可能性調査の結果を検討した結果、JICAはこの分野で日本企業が直面する4つの主要な障害を特定した。1) ビジネスモデル確立のための総合的なサポート 2) ステークホルダー間の情報の共有 3) 社会的インパクトの評価基準 4) 事業を開始するための資金確保、である。資金確保について言えば、投資に対するリターンが十分でないと思われるため、必要な資金が社内で得られないケースがある。そこでJICAは、BOPとインクルーシブビジネスをサポートする社会投資ファンドに資金を提供し、予算制約の中でダブル・ボトムラインを達成することを検討している。このファンドが実現すれば、国境を超えたインパクト投資の推進力となる可能性がある³⁶。

³² Visualizing.info 2012 <http://visualizing.info/article/4255.html>

³³ 日本ファンディング協会、寄付白書 2013, Giving Japan 2012

³⁴ 内閣府 2014 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/2014_basicpolicies.pdf

³⁵ JICA ウェブサイト http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/BOP/index.html

³⁶ 若林 2013 http://www.bop.go.jp/wp-content/uploads/2013/06/130521_seminar05_JICA.pdf

地方自治体による支援

地方自治体においても、社会的企業の発展を加速させるための事業を展開している：

- **経済産業省 (METI) による環境コミュニティ・ビジネス開発事業**：2002年に開始され、地域社会レベルの組織に最大400万円を提供して、エコツーリズム、バイオマスの利用、リサイクルその他の分野において、ビジネスモデルを通して環境問題を解決しようとするもの。
- **大阪府社会起業家ファンド助成事業**：同じく2002年に開始された、社会起業仲介者に対する最大600万円の資金源であり、コミュニティビジネスに運営能力強化と資金を提供する。対象となるコミュニティビジネスには、保育園、高齢者介護、母子家庭の支援、障害者支援その他が含まれる。

これらの草分け的事业を皮切りに、現在ではさまざまな省庁や地方自治体が、非営利組織や社会的企業に対し、多数の助成金プログラムを運営している。

税控除による支援

非営利組織への寄付に関する税控除の制度は2011年に改正され、現在日本には、世界的にも高いレベルの税制優遇の措置がある。また、税控除による支援は、寄付者だけでなく、寄付を受け取る非営利組織にも適用される。しかしながら、この税制上の優遇措置については、約70%の国民には知られていないと推定され、税控除を申請した人は全寄付者のうち9%にすぎない。[JFRA 2013³⁷]

社会的投資のための資金調達に関する統合された政策の欠如

上述した、政府による取り組みの数少ない事例と、非営利活動への寄付に対する税控除を除き、日本には、社会的企業および社会投資全般を加速させ、発展させるための法的制度の枠組みが欠如している。

例えば、銀行の休眠口座を活用する休眠預金口座の構想は日本ではまだ実現していない。10年以上休眠したままの銀行口座の合計残高は、推定約500億円にのぼり、非営利組織や社会起業家の活動に利用できる可能性がある³⁸。日本は、イギリスのBig Society Capitalの例から学び、この資金の一部をインパクト投資に充てるべきだろう。それを実現するための市民によるプラットフォーム休眠口座国民会議や、国会議員によって形成されている休眠預金活用推進議連の今後の活動が期待される³⁹。

³⁷ 日本ファンドレイジング協会 2013, Giving Japan 2012

³⁸ 休眠口座国民会議2014 <http://kyumin.jp/>

³⁹ 休眠口座国民会議と休眠預金活用推進議連

VI. 日本国内におけるインパクト投資の事例

概観

上述したように、日本におけるインパクト投資の発展においては、金融機関、ビジネス、そして仲介組織がリーダーシップをとっている。重要な財源と中心的役割を担う組織を下記の表にまとめ、インパクト投資の現状を図示した。インパクト投資を行うこれらの組織のうち、3社についてはさらに詳しく、事例として後述する。

国内諮問委員会は、インパクト投資を、G8インパクト投資タスクフォースによって組織された会合や、会議で行われた議論にもとづいて以下のとおり定義した。

- インパクト投資とは、第一義に社会的インパクトの創出を目的とし、第二に金銭的利益を生むことを目的とする助成金、融資、投資を指す。
- インパクト投資の投資対象は、行政による公的事业ではなく、民間組織(特定非営利活動法人、協同組合、市民社会団体、社会的企業その他)による社会的事業である。
- 提供される資金が、特定非営利活動法人、社会福祉団体、協同組合などをターゲットとしたものであっても、投融資の条件が、一般の企業を対象とするものと同様な場合は、そうした資金は下記の表から除外した。

図 9: 資金提供者および資金提供手法別インパクト投資の規模

	寄付者・投資家				仲介組織	合計
	金融機関	財団	企業	政府		
運営能力強化助成			<ul style="list-style-type: none"> パナソニック NPOサポートファンド (2.7億円) 		<ul style="list-style-type: none"> 日本ベンチャー・フィランソロピー基金 (1.2億円*) ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京 (60百万円) 日本国際交流センター社会起業家育成支援プログラム (30百万円) 	4.8億円
投資			<ul style="list-style-type: none"> 三菱商事復興支援財団 (15億円) ベネッセソーシャルインベストメントファミリーティ (15億円*) 豊田通商アフリカファンド (15億円*) 	- 国際協力機構 (2億円)**	<ul style="list-style-type: none"> ミュージックセキュリティーズ (44億円) 東北共益投資資金 (5億円*) 	96億円
融資	<ul style="list-style-type: none"> 日本政策金融公庫 (50億円) 全国労働金庫協会 (34.7億円) 信金・信組と地方銀行が提供する融資制度 (合計金額不明) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本財団わがまち基金 (31.2億円) 日本財団による、ベトナムでの包括的金融支援 (50百万円) 			<ul style="list-style-type: none"> NPOバンク (27億円) トモダチ基金*** (2.8億円) ARUN (70百万円) 	146.9億円
合計	84.7億円	31.7億円	47.7億円	2億円	81.6億円	247.7億円

* 実際の支払金額ではなく、コミットメント金額にもとづく。

** パキスタンのThe First Microfinance Bankへの、国際協力機構の出資額。

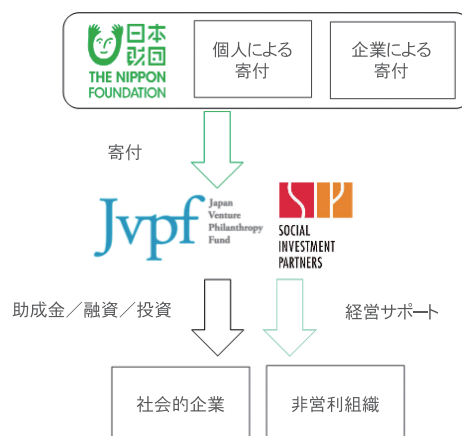
*** トモダチ基金は、ブラネットファイナンスジャパン、メーシーコープそして三陸、陸中、南相馬の地方金融機関によって設立された3つの基金のことを指す。

事例 1: 日本ベンチャー・フィランソロピー基金

2013年に日本財団内に設立された日本ベンチャー・フィランソロピー基金(JVPF)は、日本初の本格的なベンチャーフィランソロピー基金であり、現在のファンド枠は1.2億円である。この基金は、社会的企業と非営利組織の両者を対象にし、教育と若者の就労、育児と女性の活躍、地域コミュニティの創出・強化の領域に焦点をあてて活動する組織を支援対象としている。

JVPFは、日本財団と一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ(SIP)が共同で運営している。SIPは、プライベート・エクイティ投資とコーポレート・ファイナンスの専門家によって2012年に設立された、本格的ベンチャーフィランソロピー組織である。社会的インパクトを最大にすることを目指し、選ばれた社会的事業に対して、中長期にわたる資金面と経営面でのサポートを提供する。クリフォードチャンス法律事務所、ペイン・アンド・カンパニー・ジャパン、ボックスグローバル・ジャパンを含む企業がSIPの活動に専門的なプロボノ・サービスを提供している。これらすべての関係組織を見ると、JVPFの設立は、民間財団とビジネス・セクターがパートナーシップを組んだ日本で初めての例と言える。

図 10: 日本ベンチャー・フィランソロピー基金の概念モデル

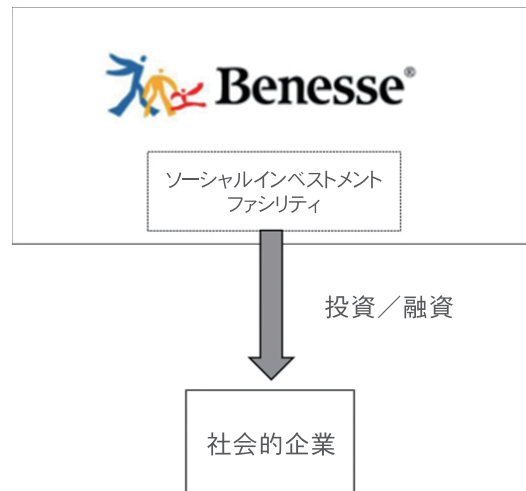


概念モデルが示す通り、個人、企業、そして日本財団が資金を拠出し、助成金、融資、あるいは投資という形で社会的企業や非営利組織に提供される。2013年には、初の支援先である特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクールに、3年半で2,000万円の助成金が提供されることが決定された。放課後NPOアフタースクールは、子どもたちに安全で楽しく創造的な放課後の活動を提供することを目指す団体である。

事例 2: ベネッセソーシャルインベストメントファシリティ

教育ビジネスの日本最大手である株式会社ベネッセコーポレーションは、通信教育と出版事業が主要なビジネスである。2013年、インパクト投資プログラムとして、ベネッセソーシャルインベストメントファシリティが設立された。社内ベンチャーキャピタルファンドとして、教育、育児、高齢者介護の分野におけるアジアの社会的企業に投資を行う。

図 11: ベネッセソーシャルインベストメントファシリティの概念モデル

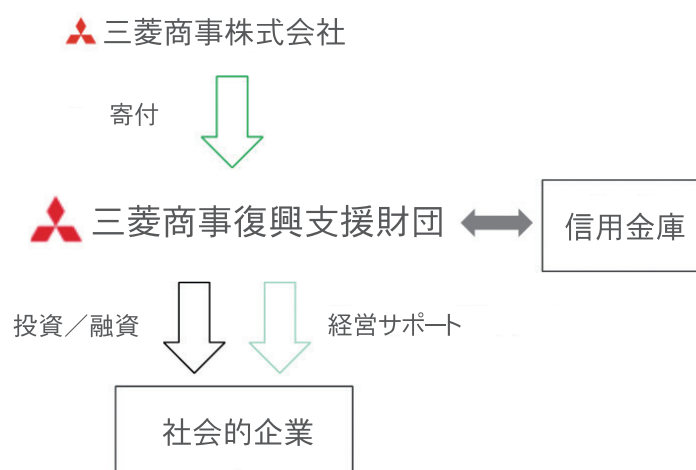


本ファンドは15億円の投資枠を持ち、インドでコンピューター教育を展開するスタートアップ企業InOpen Technologiesに対して最初の投資を行っている。

事例 3: 三菱商事復興支援財団

三菱商事復興支援財団は、東日本大震災から1年後の2012年3月、被災地の経済復興に貢献することを目的として設立された。具体的には、1) 奨学金、2) コミュニティ組織への助成金、3) 産業復興と雇用創出の支援事業を提供する。日本の大手総合商社である三菱商事株式会社が、同社のCSRプログラムの一環として、100%出資している。

図 12: 三菱商事復興支援財団の概念モデル



地域の信用金庫が行う審査を通った社会的企業に、最大1億円の投資と融資を行う。現在まで、30以上の事業に対し、総額15億円を超える投資を行っている。

VII. 提言

日本におけるインパクト投資のデマンドサイド(資金需要側)とサプライサイド(資金提供側)の現状、またこれら活動の現状に鑑み、国内諮問委員会は以下のように提言を行う。

公共調達と行政の事業委託

- 先進的な行政機関、あるいは地方自治体が、公共調達の非営利組織および社会的企業への割り当てを行い、成果にもとづいた業績測定を行うように奨励する。これを実現するためには、内閣府及び総務省がリーダーシップを取り、パイロット事業を実施する等の具体的な計画が必要である。

事業実施に関する規制、インフラストラクチャー、サポート

- Community Interest Company (CIC) や Low-profit Limited Liability Company (L3C) など、G8各国の例を参考として、社会的企業のための法人格を制定する。
- 社会的インパクト評価とレポーティングのための基準とガイドラインを制定する。
- 効果的な運営モデルの規模拡大を行うため、非営利組織と社会的企業に対し、資金面・経営面での包括的なサポートを提供する。この中には、民間セクターからの資金的・経営的ノウハウの提供が含まれる。

寄付者と投資家

- 特に寄付者と投資家に向けて、インパクト投資の可能性についての認知を高めるための、一連の公共イベントを企画する。
- 業界団体と連携し、財団の資産の一部を、非営利組織への投資に充当するためのインセンティブを設定する。
- 信用金庫、信用組合、および地方銀行による、低金利融資の市場規模を推定するための調査を行う。この推定値は、日本のインパクト投資市場を理解するうえで重要である。調査ではまた、これらの地域金融機関による低金利融資拡大の障壁を明らかにすることに焦点を当てるべきである。
- 大和証券などの企業が開発したインパクト投資債による初期の成功を受け、中間所得層および富裕層向けの金融商品を開発し、その販売を促進する。これは、超富裕層が不在であり、65歳以上が所有する資産の額が莫大であるという日本の状況に鑑みて非常に重要である。
- 100兆円を超える資産を持つ国民年金基金をはじめとする諸年金基金、および財団に、社会的投資活動についての情報開示を促す。

資本の流れ

- 経済団体と協力して、政府資金のレバレッジを利用して民間セクターからの投資を呼び込み、政府・民間・非営利組織のパートナーシップを促進する。

金融関係法令とインフラストラクチャー

- 社会的企業の法的地位にもとづき、インパクト投資に対して税制上の優遇措置をとる
- 休眠口座に関する法制度を整備し、イギリスの Big Society Capital に類似した枠組みによって資産の一部をインパクト投資に充てる。非営利組織や社会的企業が活用し得る、10年以上休眠したままの銀行口座の預金残高総額はおよそ500億円と推定される。こうした資産の一部を、ベンチャー・フィランソピーやインパクト投資機関に提供し、社会的リターンの最大化を目指す。
- 経済団体等と連携し会議やセミナー、インパクト投資が企業のコアビジネスをいかに補完するかに関する調査などを通じて、ネットワークの構築と知識の共有を図る。
- BOP/インクルーシブビジネスに携わる企業が、事業拡大に社会投資を活用する方法、また JICA がそうした取り組みを支援する方法について、JICA と協議する。

インパクト投資におけるイノベーション

ソーシャル・インパクト・ボンドの開発

- 成功報酬型の公的サービスの提供やソーシャル・インパクト・ボンドのパイロットプロジェクトを実施する。
- ソーシャル・インパクト・ボンドの開発における法規制の面での障害とその解決策を、地方自治体と確認する。
- 総務省および関連省庁と協力して、公共サービスの費用単価のデータベースを作成・開示し、ソーシャル・インパクト・ボンド関連プロジェクトの有効性を検証する。
- ソーシャル・インパクト・ボンド組成のガイドと契約等のひな形を作成して、先導事例の他地域展開、他の社会課題分野での再現を目指す。

東日本大震災被災地におけるインパクト投資

- インパクト投資をさらに促進させるための施策を導入するため、被災地で行われた政府出資によるインパクト投資活動から得た教訓を分析する。
- 復興庁および関連省庁と協力して、インパクト投資準備ファンド(インパクト・レディネス・ファンド)を設定し、地方の中間支援団体の運営能力強化と社会的事業者の発掘・成長支援を行う。

要旨

G8
インパクト投資タスクフォース
国内諮問委員会について

イントロダクション

デマンド
(資金需要側)

サプライ
(資金提供側)

日本国内における
インパクト投資の事例

提言

出典

VIII. 出典

内閣府 (2010) 最近の特定非営利活動法人の資金調達に関する実態・課題の把握 (Survey on the status of fundraising among certified nonprofit corporations)

<https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/h21kihonchousa-4.pdf>

内閣府 (2012) 内閣官房, 政府広報室, 協同組合がよりよい社会を築きます ~2012年は国連の定めた国際協同組合同年~

(Credit unions building a better society: 2012 is the UN Year of the Cooperatives)

<http://www.gov-online.go.jp/topics/kyodokumiai/>

内閣府 (2013) 特定非営利活動事業の総収入金額等

(Total revenue of certified non-profit corporations' activities)

https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/kihon/kihon_11.pdf

内閣府 (2014) 特定非営利活動法人の認定数の推移

(Trends in certification of specified non-profit corporations)

https://www.npo-homepage.go.jp/about/npodata/kihon_1.html

内閣府 (2014) 経済財政運営と改革の基本方針2014

(Basic policies of economic and fiscal management and reforms)

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/2014_basicpolicies.pdf

内閣府 (公表年度不明) 信用金庫の主なNPO法人向け融資制度

(Credit unions' key financial schemes for nonprofit organizations)

https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/report33_6_08.pdf

大和証券 (2014) <http://www.daiwa.jp/impact/>

Freireich & Fulton (2009) Investing for Social & Environmental Impact:

A design for catalyzing an emerging industry, Monitor Institute.

The Giving Pledge (2014) Home Page. <http://givingpledge.org/>

Giving USA (2012) The Annual Report on Philanthropy for the Year 2011.

日本政策金融公庫 (2013) プレスリリース 日本公庫のNPO法人向け融資件数・金額ともに過去最高

(JFC's loans to nonprofit organizations reaches record high in number and amount)

<https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics1305010a.pdf>

助成財団センター (2014) 日本の助成財団の現状

(An Outlook of Japanese Grant-Making Foundations)

<http://www.jfc.or.jp/bunseki/research2013.pdf>

日本ファンドレイジング協会 (2013) 寄付白書 2012.

国際協力機構 (2014) 国際協力機構債券投資家様向け説明会

プレゼンテーション資料

(Presentational materials for a meeting of shareholders of JICA bonds)

http://www.jica.go.jp/investor/ir/ku57pq00000r13n2-att/20140120_01_1.pdf

国際協力機構 (2014) BOPビジネス促進のための協力準備調査

Preparatory Survey for BOP Business Promotion.

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/BOP/index.html

全国NPOバンク連絡会 (2013) 全国のNPOバンクの現況
(Current state of country's NPO banks)
http://www.npobank.net/docs/201303_NPObank_Genkyo.pdf

'List of Japanese by net worth' Wikipedia: The Free Encyclopedia.
Wikimedia Foundation, Inc. 8 March 2014.
http://en.wikipedia.org/wiki/List_of_Japanese_by_net_worth

財務省 (2013) 日本の財政 Japan's Fiscal Condition
<http://www.mof.go.jp/english/budget/budget/fy2014/02.pdf>

総務省 (2012) 公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果
(Survey results regarding the introduction of designated administration of public facilities)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000189434.pdf

全国労働金庫協会 (2010) ろうきんが取り組むNPO支援とNPO融資
(Labour banks' support and loans to nonprofit organizations)
<http://www.mlit.go.jp/common/000127524.pdf>

National Council for Voluntary Organisations, Charities Aid Foundation (2012) UK
Giving 2012: An Overview of charitable giving in the UK, 2011/12.

国税庁 (2013) 相続税の税率 (Tax rate of inheritance tax)
<https://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4155.htm>

復興庁 (2014) NPO等が活用可能な政府の財政支援について
(Government financial support that can be utilized by nonprofit organizations and others)
http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat4/sub-cat4-2/20140217_npoyosan.pdf

ソフトバンク (2011) プレスリリース
'Great East Japan Earthquake: Donation of Relief Money and Aid'
http://www.softbank.jp/en/corp/news/press/sb/2011/20110403_01/

Visualizing.info (2012) 日本の主要クラウドファンディング支援額マップ
(A map of donated amounts to major Japanese crowd-funding services)
<http://visualizing.info/article/4255.html>

若林仁 (2013) BOPビジネスにおけるファイナンスと社会性評価
(Financing and social impact measurement for BOP businesses)
http://www.bop.go.jp/wp-content/uploads/2013/06/130521_seminar05_JICA.pdf

NPOバンク (NPO banks) ウィキペディア: フリー百科事典
ウィキメディア財団 2014年6月2日
<http://ja.wikipedia.org/wiki/NPO%E3%83%90%E3%83%B3%E3%82%AF>

休眠口座国民会議 (National Assembly for Dormant Accounts) (2014)
休眠口座について考えるための情報サイト
(Information portal to discuss dormant accounts)
<http://kyumin.jp/>



Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION